

特定個人情報保護評価(全項目評価書)(案) 用語解説

索引	用語	解説
あ	青森市情報セキュリティポリシー	青森市情報セキュリティ基本方針及び青森市情報セキュリティ対策基準の総称。基本方針では適用範囲や職員等の義務について、セキュリティ対策基準では、統一的な判断基準や組織体制等について定めている。
	宛名番号	税や福祉等のシステムにおいて、各々のシステムが個人を特定するために用いる内部用の識別番号。
き	基礎項目評価書	特定個人情報保護評価を行う際に作成する評価書の種類のひとつ。評価する項目は、保有する事務の概要、特定個人情報ファイル名、情報提供ネットワークシステム(※)による情報連携、従事する者の数、特定個人情報の量等(番号法第27条第1項第1号から第4号)となっている。
こ	個人番号	番号法に基づき、住民票を有する全ての方に指定される12桁の番号。
	個人番号カード	平成28年1月から、希望者の申請によって市区町村で作成されるカード(カードの作成は、地方公共団体情報システム機構(※)に委任)。表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、裏面に個人番号が記載され、これらの記載事項がカード内に電子的に記録される。
	個人番号カード管理システム	個人番号カード(※)の発行情報の管理や個人番号カード(※)の紛失時等に一時的に機能を停止させるなどを行うシステム。
し	しきい値判断	特定個人情報保護評価を行う際に、特定個人情報(※)の対象人数や取扱人数等から評価区分を決める判断。
	システム用ファイル	コンピュータ処理によって、変換・蓄積されるデータの集合体。
	CS	住民基本台帳ネットワークシステム(※)を構成するもので、各市町村の住民記録システム(既存住民基本台帳システム)(※)と都道府県サーバ(※)を中継するサーバ。(サーバ:コンピュータネットワークにおいて、他のコンピュータに対し、自身の持っているサービスやデータなどを提供するコンピュータのこと。)
	住基ネットGWシステム	住民記録システム(※)と住民基本台帳ネットワークシステム(※)等とを仲介するシステム。
	重点項目評価書	特定個人情報保護評価を行う際に作成する評価書の種類のひとつ。評価する項目は、基礎項目評価書(※)の評価項目に加え、特定個人情報(※)を利用するシステムや特定個人情報を保護するための措置等(番号法第27条第1項第5号及び6号)となっている。
	住民基本台帳ネットワークシステム	市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理や、国の行政機関等に対する本人確認情報の提供を行うための全国規模のネットワークシステム。
	住民基本台帳ファイル	個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成したデータの集合体。
	住民記録システム (既存住民基本台帳システム)	住民基本台帳に関する記録を管理し、その記録を処理するシステム。
	情報提供ネットワークシステム	番号法により、国や他機関との連携に必要となるシステム。総務大臣が設置・管理する。
	情報連携	複数の機関において、各機関が管理している個人の情報を個人番号(※)で紐付け(同一の個人情報であることを明確に)し、相互に活用する仕組み。

特定個人情報保護評価(全項目評価書)(案) 用語解説

索引	用語	解説
せ	生体認証	コンピュータやネットワークシステムを利用する際に、指紋や声紋、手の静脈などといった生体固有の情報を利用し本人確認すること。
	全項目評価書	特定個人情報保護評価を行う際に作成する評価書の種類のひとつ。評価する項目は、重点項目評価書(※)の評価項目に加え、特定個人情報保護委員会(※)規則で定める事項等(番号法第27条第1項で定める全項目)となっている。
	全国サーバ	住民基本台帳ネットワークシステム(※)を構成するもので、全国の住民の本人確認情報を扱うサーバ。
そ	送付先情報ファイル	通知カード(※)及び個人番号カード(※)交付申請書の送付を行うことを目的として用いられるデータの集合体。
ち	地方公共団体情報システム機構(J-LIS)	地方公共団体が共同して運営する組織で、住民基本台帳法や番号法に基づく事務を処理する等の事務を行う。
	中間サーバ(注1)	情報提供ネットワークシステム(※)と番号制度に関連するシステム(例えば住民記録システム(※)など)を仲介するサーバ。
	中間サーバ・プラットフォーム	中間サーバ(※)の拠点(東日本、西日本の全国2ヶ所に中間サーバを集約、設置する。)のこと。地方公共団体情報システム機構(※)が整備を進めている。
つ	通知カード	個人番号(※)を住民に通知するためのカード。
と	特定個人情報	個人番号(※)を含む個人情報。
	特定個人情報ファイル	個人番号(※)を含む個人情報の集合体。
	特定個人情報保護委員会	番号法に基づき、平成26年1月1日に設置された。主な所掌事務は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督(立入検査、指導、助言、勧告、命令等の権限の行使)、特定個人情報保護評価に関すること(指針の策定、評価書の承認)、特定個人情報の保護についての広報啓発等を行う。
	都道府県サーバ	住民基本台帳ネットワークシステム(※)を構成するもので、各都道府県が管理する都道府県内の住民の本人確認情報を扱うサーバ。
に	NISC (内閣サイバーセキュリティセンター)	サイバーセキュリティ基本法に基づき、平成27年1月に設置された。主な所掌事務は、情報セキュリティに関する基本戦略の立案や、政府機関のセキュリティ対策の推進・支援などを行う。
は	番号連携サーバ (団体内統合宛名システム)	既存業務システムで管理する宛名情報(氏名・住所などの基本4情報や送付先住所など)を統一的に管理するシステム。
ふ	VPN (ヴァーチャル・プライベート・ネットワーク)	ネットワーク(インターネットなど)を利用する際、仮想的に専用回線を作ることによって安全性を高める技術。
ほ	本人確認情報ファイル	全地方公共団体で本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的に用いられるデータの集合体。

(※)用語解説に記載。

注1 中間サーバは固有名詞